

物 件 調 書

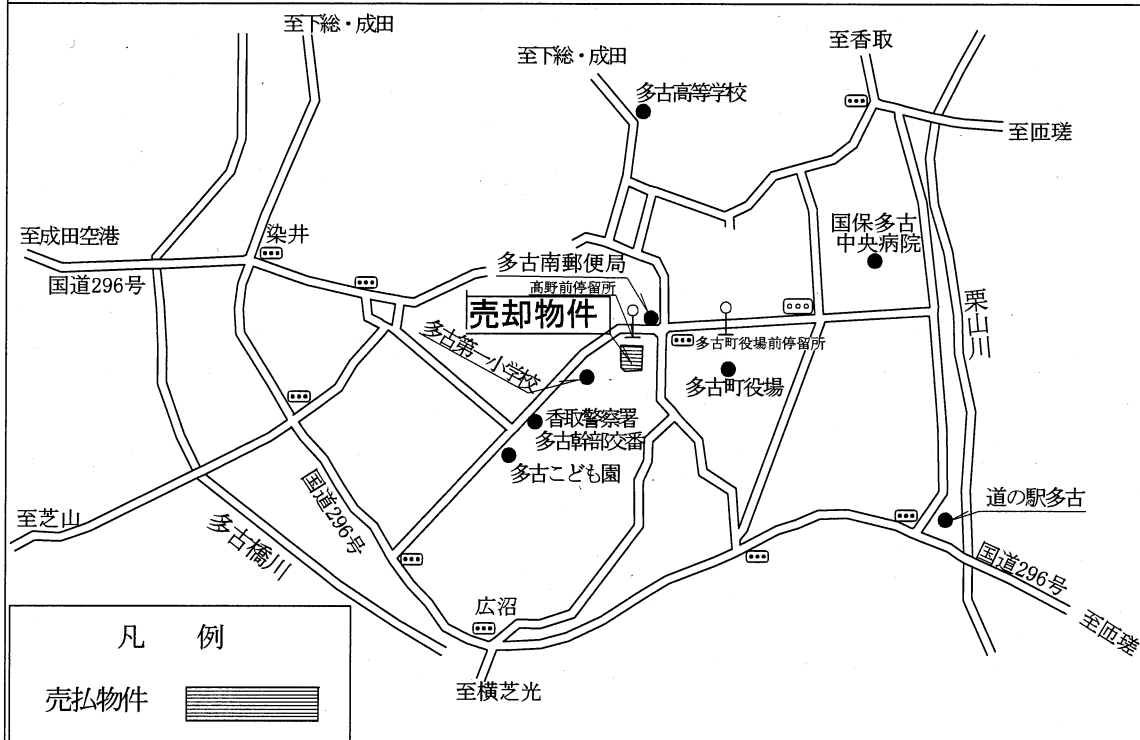
物 件 番 号		5		権 利		所 有 権	
所 在 地		千葉県香取郡多古町多古字高野前2590番1		地 目		宅 地	
住 居 表 示				形 状		明細図のとおり	
面 積		(実測面積) 578.19㎡		(登記地積)		578.19㎡	
接 面 道 路 の 幅員及び構造		接面道路なし					
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限		区域区分	非線引都市計画区域		用途地域	第一種住居地域 近隣商業地域	
		建ぺい率	60% 80%		容 積 率	200%	
		その他の制限	建築基準法22条区域、道路斜線制限、隣地斜線制限				
所有権を制限する権利設定				なし			
私道の負担等 に関する事項		私道負担の有無	無	負担の内容			
		道路後退の有無	無	負担の内容			
供 給 施 設 の 整 備 状 況		供給施設		事業所名		電話番号	
		電 気	無	東京電力エナジーパートナー (株) カスタマーセンター		0120-995-001 0120-995-113	
		上 水 道	無	多古町生活環境課 水道係		0479-76-5406	
		下 水 道	無				
		ガ ス	無	プロパンガス			
交 通 機 関 (現地まで)		鉄 道	JR 成田線 成田空港第2ビル駅の南東方 約13.5km				
		バ ス	千葉交通 (シャトルバス) 多古町役場前停留所の西方 約0.1km 徒歩2分				
公 共 施 設 (現地から)		市 役 所	多古町役場			東方	約0.2km
		小 学 校	町立多古第一小学校			西方	約0.2km
		中 学 校	町立多古中学校			北東方	約1.2km
◎ 参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)							
・ 本地は実測面積による売買である。							
・ 本地は、北側隣接地より最大約0.3m低く、南側隣接地より一部分で約1.0m、北西側隣接地より一部分で約0.2m低くなっている。							
・ 本地は、東側隣接地より約0.7m高くなっている。							

・本地内は概ね平坦であるが、西側及び南側の一部に斜面があり、本地中央部分に向かって最大約 0.9m 低くなっている。 ・本地は、建築基準法による接道要件を満たしていない。本地に入るためには北側隣接地 2590 番 8（多古町所有）を介して入る必要があり、利用に関しては多古町役場財政課（TEL0479-76-5416）に事前に連絡する必要がある。なお、町有地との境にネットフェンスを設置しているため、車の進入口がない。
・本地内の西側には、長さ約 10.5m、高さ約 0.2m のコンクリート柵渠板土留めが設置されている。 ・本地内の北側には、高さ約 1.6～1.8m のネットフェンスを設置しており、その一部に幅約 0.8m の扉を設置している。 ・本地内の東側には、高さ約 0.8m のコンクリート柵渠板土留めを設置している。 ・本地の南側及び北側では、隣接地の樹木の枝葉が本地内に越境している。
・本地内の南側には、コンクリートたたきを設置している。 ・本地内の北側及び西側の一部の外周沿いに U 字溝を設置している。なお排水の接続先については掘削等により確認が必要である。
・法務局に保管されている建物の閉鎖登記簿によると、本地内には、鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建（種類：共同住宅、延床面積：294.24 m²）（昭和 45 年 3 月 31 日新築、平成 19 年 3 月 26 日取毀）及びコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建（種類：倉庫、延床面積：23.04 m²）（昭和 55 年 2 月 28 日新築、平成 19 年 3 月 26 日取毀）の建物が建っていたことが確認できるが、建物図面及び解体図面等の所在が不明のため、建物及び建物に附帯する地下埋設物の撤去状況は不明であり、埋設物の一部が残置されている可能性がある。
・本地は上水道、公共下水道及び都市ガスが未整備である。
・本地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「松平氏陣屋跡」の区域内に所在するため、土木工事などの開発事業を行う場合は、事前に文化財保護法に基づく届出が必要である。詳細は、多古町教育委員会生涯学習課（TEL:0479-76-7811）へ確認すること。 ・本地は、千葉県建築基準法施行条例第 4 条（がけ条例）に基づく制限の対象となる。詳細については多古町役場空港まちづくり課（TEL0479-76-5408）に確認すること。
・本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。 ・本地において、土壌汚染調査は実施していない。
・用途地域については、北側町道大谷・九蔵線の道路端から 25m までが近隣商業地域であり、25m より南側は第一種住居地域である。詳細は多古町空港まちづくり課（TEL：0479-76-5408）へ確認すること。
・本物件は、上記のとおり工作物等が設置されているが、本調書記載の有無にかかわらず、全て現状有姿による引渡とする。 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合には現況を優先する。 ・土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法、盛土規制法等の各法令及び地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

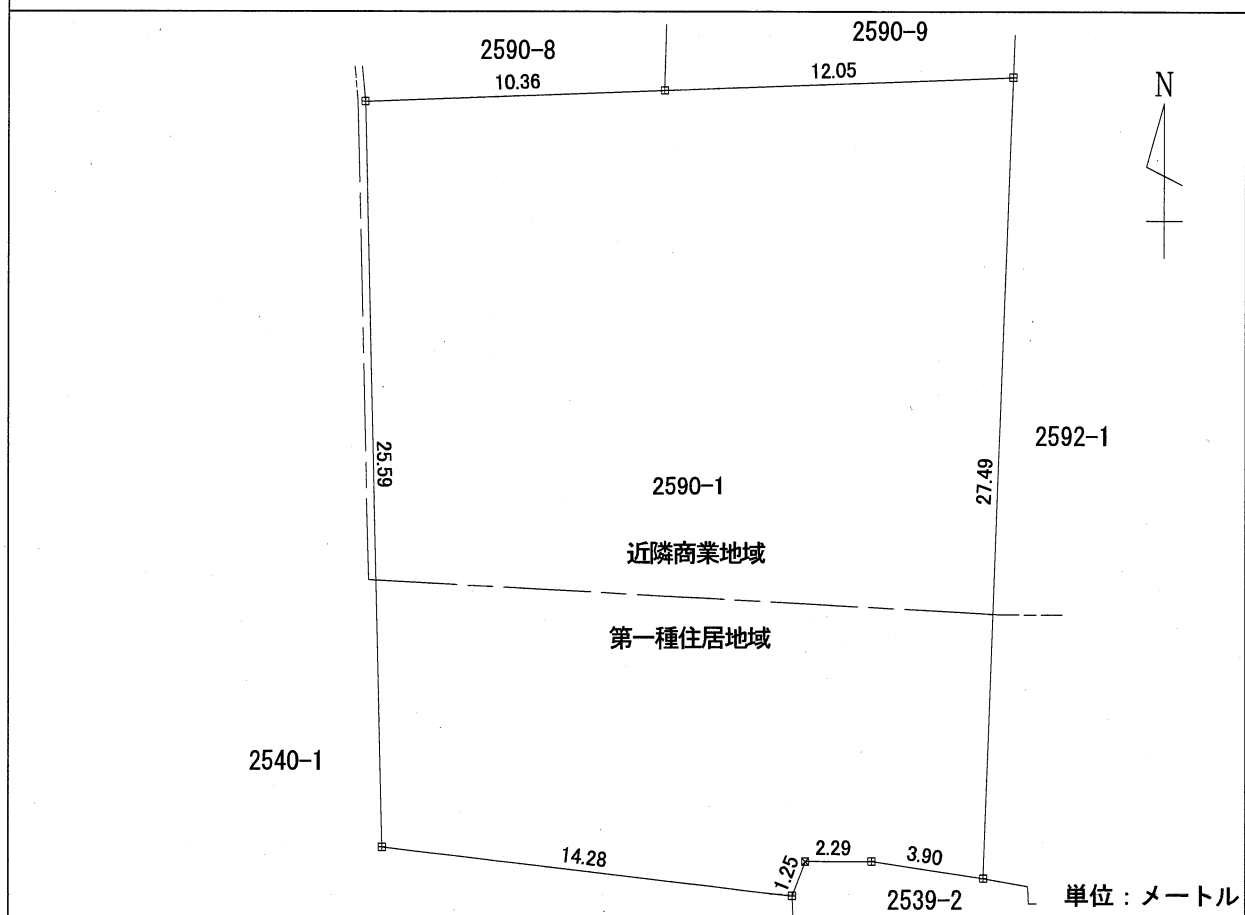
物件番号

5

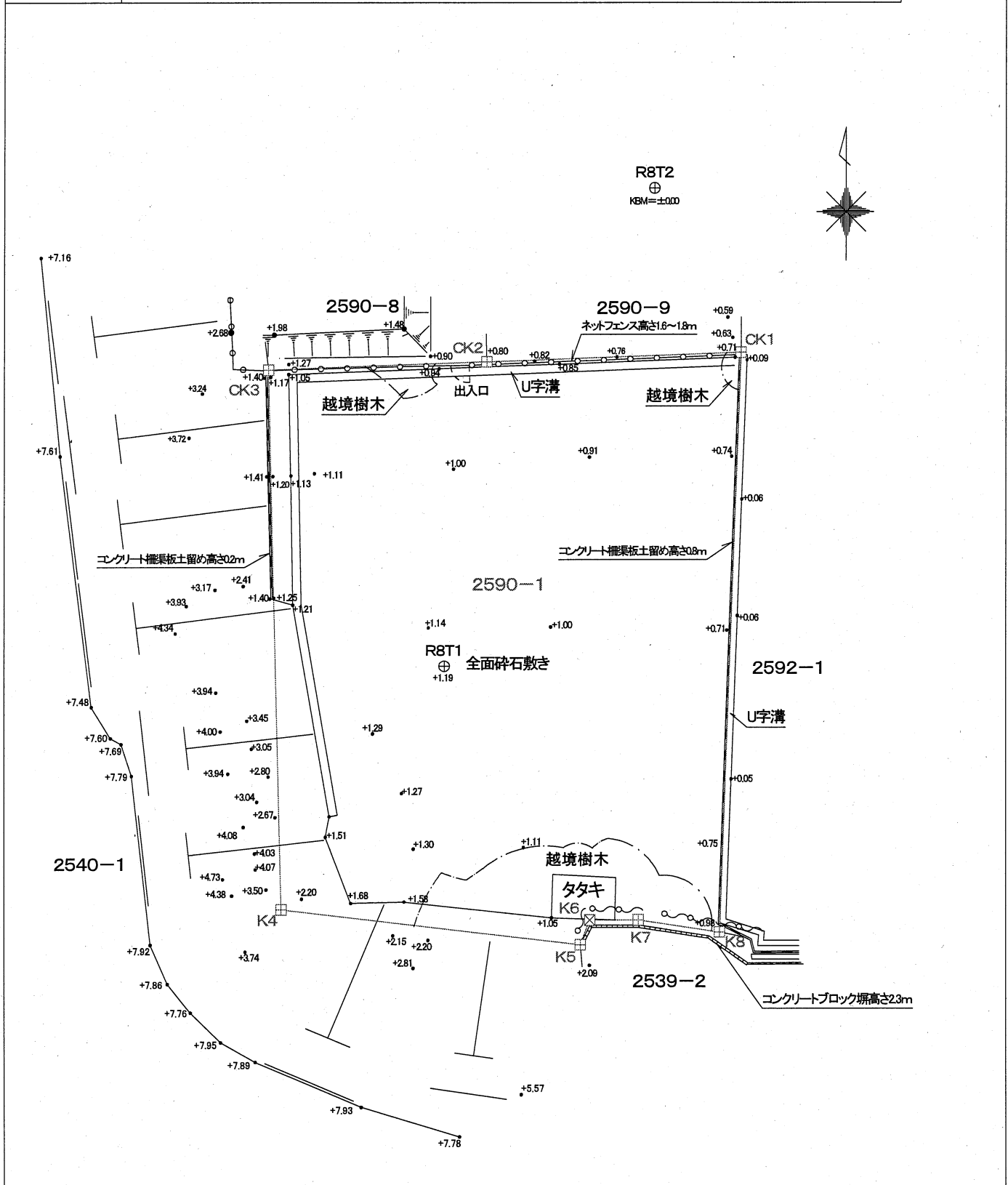
案内図



明細図



現況図	S=1/250
所 在	千葉県香取郡多古町多古字高野前2590番1



凡 例	
	植木越境ライン
	樹木越境ライン
	法 面
	ネットフェンス
	コンクリート柵渠板土留め
	コンクリートブロック塀
	U字溝

境界標	
筆界点	境界標の種類
	コンクリート杭
	アルミプレート